

遊漁料金・遊漁証販売所・遊漁ルールについて

■ 遊漁証料金表（消費税を含む）

養老川で釣り・投網等をする場合は、下記の遊漁証が必要です。

改正：令和元年10月1日

対象魚種	種別	料金(円)	摘要	遊漁期間
雑魚	雑魚日釣遊漁証	660		4/1~3/31 ※ワカサギ釣り (10月第2土曜日~3/31)
	雑魚年釣遊漁証	4,400		
鮎	鮎日釣遊漁証	2,200		解禁日6/1~9/30まで ※友釣り・どぶ釣りのみ
	鮎年釣遊漁証	7,700	顔写真必要	
雑魚・鮎	投網証	11,000	顔写真必要	鮎：解禁日8/10~9/30まで
雑魚	県内共通遊漁承認証	6,000		購入日より1年間有効

※この料金表は、養老川漁業協同組合が漁業法に基づき千葉県知事から許可を得て定めた遊漁規則によるものです。

※遊漁証は外部より見えやすい場所に必ず携帯して下さい。他人への貸与は禁止、紛失時の再発行はできません。

※中学校以下及び肢体不自由の方については、遊漁料を無料とします。

※遊漁規則に違反した場合は、ただちに行為の中止を命じ、以後の行為を拒否することがあります。また、これにより処罰されることがあります。

■ 遊漁におけるルールとマナー

- 1) 鮎のエサ釣り、マキエ釣り、サビキ釣り、ルアー釣り、コロガシ等は禁止です。
- 2) 鮎釣り、鮎投網、ワカサギ釣りの解禁日は朝5時スタート厳守です。
- 3) 鮎の漁期最後の9/26~30の5日間のみ、投網禁止区域の投網が可能となります。
- 4) 投網証により年間の雑魚釣り・指定期間の鮎釣りもできます。
- 5) 投網1日証については、平成30年度より廃止されました。
- 6) 川における異常事態及び違反行為を発見した場合は、漁協まで通報をお願い致します。

■ 遊漁証販売所（漁協指定販売所）

別図販売所位置図参照

販売所	雑魚		鮎		投網	県内共通
	日釣	年釣	日釣	年釣		
① 養老川漁業協同組合（おとり鮎販売）	○	○	○	○	○	○
② 高滝湖観光企業組合（ボート乗り場）	○	○	*	*	*	○
③ デイリーヤマザキ市原高滝店	○	*	*	*	*	*
④ ミニストップ市原田尾店（鶴舞IC近く）	○	*	*	*	*	*
⑤ NPO法人南市原夢街道（高滝ダム憩いの家）	○	*	*	*	*	*
⑥ 割烹大新（食堂）喜代元旅館前	○	*	*	*	*	*
⑦ 滝乃家（食堂）粟又の滝降口	○	*	*	*	*	*
⑧ 漁場監視員（巡回時購入可能）	○	○	○	○	○	○

※養老川漁業協同組合(0436-96-0765) 高滝湖観光企業組合(0436-98-1277)

■ 遊漁証販売所位置図

